



詳しくは八尾市版特定
非営利活動法人設立・運営の
手引き P90～P110 参照！

定款変更について

定款変更は変更の内容によって必要な書類やスケジュールが変わる、少し複雑な手続きです。
あんな時やこんな時、どうすればいいのか？誰もが抱える疑問を、すっきりまとめてみました！

●定款変更認証申請と定款変更届

定款変更には、『A 定款変更認証申請』と『B 定款変更届』の2種類の手続き方法があります。
2つの違いは簡単に言うと、このようになります。

所轄庁に…

- (A)「定款の内容を〇〇に変更してもいいですか？」と聞く手続き（所轄庁の認証：いる）
(B)「定款の内容を〇〇に変更しました！」と報告する手続き（所轄庁の認証：いらない）

どちらに該当するかは内容によって変わってくるので、以下でチェックしてください！

(A) 定款変更認証申請になるもの

- ・目的の変更
- ・名称の変更
- ・その行う特定非営利活動法人の種類及び当該特定非営利活動法人に係る事業の種類の変更
- ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴うもの）
- ・社員の資格の得喪に関する事項の変更
- ・役員に関する事項の変更（役員の定数に係るもの以外）
- ・会議に関する事項の変更
- ・その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項の変更
- ・解散に関する事項の変更（残余財産の帰属すべき者に係るもののみ）
- ・定款の変更に関する事項の変更

(B) 定款変更届出になるもの（定款変更認証以外の全ての定款変更）

- ・事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わないもの）
- ・役員の定数の変更
- ・資産に関する事項の変更
- ・会計に関する事項の変更
- ・事業年度の変更
- ・解散に関する変更
（残余財産の帰属すべき者に係るもの以外）
- ・公告の方法の変更
- ・法第11条第1項各号にない事項

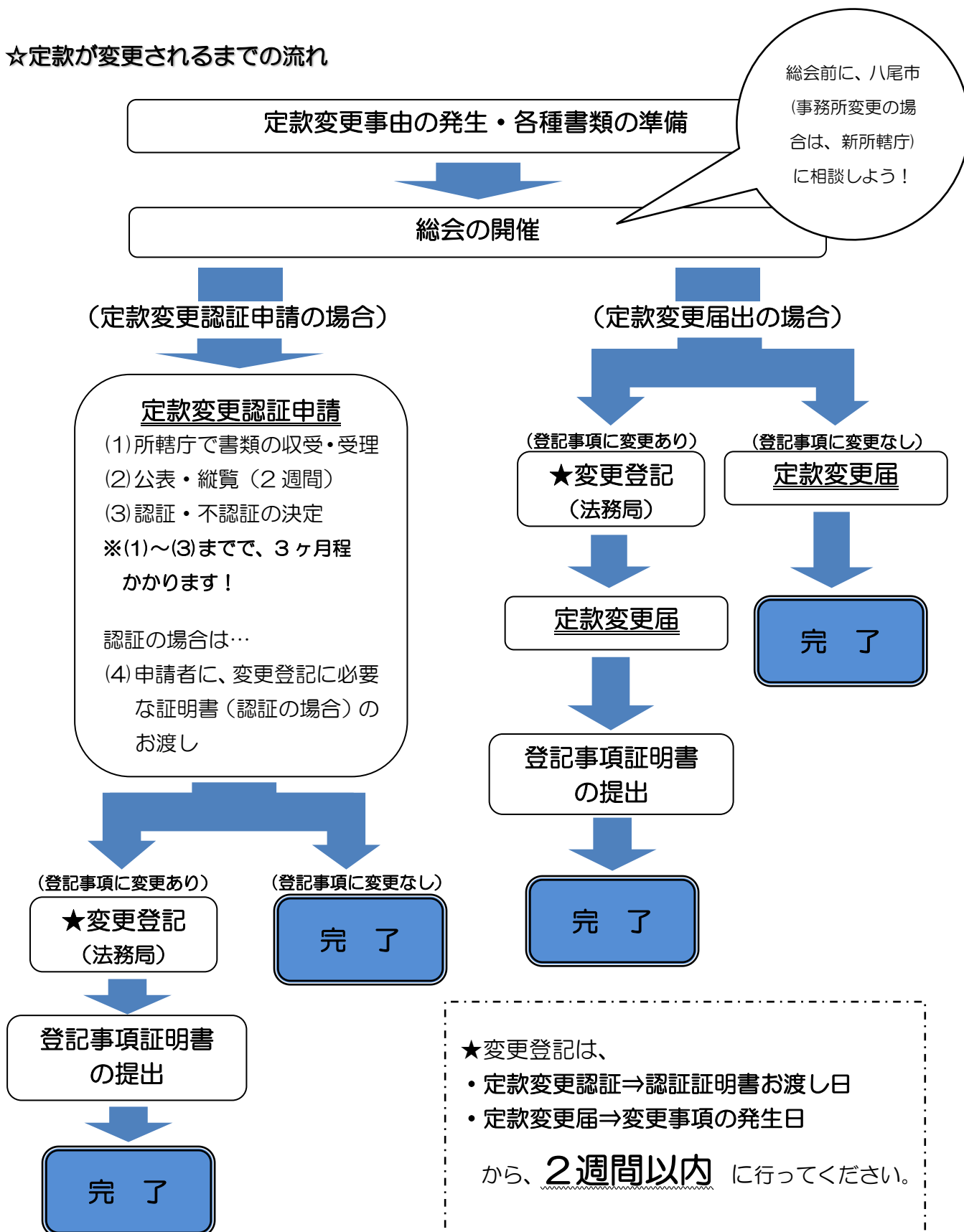


ちなみに、
H24 法改正による定款変更
⇒ 定款変更認証申請
H28 法改正による定款変更
⇒ 定款変更届出
H24, 28 法改正の定款変更
⇒ 定款変更認証申請
になるよ！

●定款変更の提出書類とスケジュール

定款変更認証申請か定款変更届出かで、定款が変更されるまでの流れや、提出書類は変わってきます。ここでは2つの手続きの違いや、それぞれに必要な書類を見てみましょう。

☆定款が変更されるまでの流れ



☆提出書類

＜定款変更認証のとき＞

	書類名	必要部数
①	定款変更認証申請書（様式第5号）	1 部
②	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	1 部
③	変更後の定款	2 部
④※1	当該定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 （申請から概ね3ヶ月後の日）	2 部
⑤※1	当該定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 （申請から概ね3ヶ月後の日）	2 部
⑥※2	役員名簿	2 部
⑦※2	下記に該当しないことを示す書面 ・NPO法第2条第2項第2号（宗教活動・政治活動など） ・同法第12条第1項第3号（暴力団又はその構成員）	1 部
⑧※2	前事業年度の法第28条に規定する事業報告書等 （事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録・年間役員 名簿・前年度の社員の内10名以上の名簿）	各1部
⑨※3	NPO法第52条第3項に規定する書類	1 部

※1…定款に記載されている活動の種類・事業の種類を変更する場合のみ必要。

（新規事業の追加、既存事業の削除等）

※2…所轄庁が変更になる場合のみ必要。

※3…認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が所轄庁を変更する場合のみ必要。

＜定款変更届のとき＞

	書類名	必要部数
①	定款変更届出書（様式第6号）	1 部
②	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	1 部
③	変更後の定款	2 部

定款を変更する時は、どんな事由であっても、①～③の書類の提出が必要なんだ。

「定款変更認証申請」と「定款変更届」で、②と③はどちらも同じ書類だけど、①は様式が違うから注意しよう！



※様式は、八尾市HPで「NPO 各種申請・届出様式」で検索してね♪

●法務局への定款変更に関する届出(変更登記)

定款変更手続きのスケジュールの説明でもありましたが、定款変更の結果、登記事項に変更が生じたときは、「定款変更認証申請」は所轄庁から認証の通知書等をお渡しした日から、「定款変更届」は届出を提出した日から2週間以内に、法務局への登記手続きが必要です。

☆定款変更に伴い、登記手続きが必要な事由

- ・ 法人名称
- ・ 活動目的及び業務
- ・ 事務所所在地
- ・ 代表権を有する者の氏名、住所、資格
- ・ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め などなど…

手続き方法や登記に必要な書類など、詳しくは法務局へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

大阪法務局東大阪支局

〒577-8555

東大阪市高井田元町2丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎

☎06-6782-5413

*様式について

法務局HPからダウンロードできます

→https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html

●登記事項証明書の届出について

ここまでくれば、あと一歩！法務局での変更登記が完了したら、速やかに所轄庁へ書類を添えて報告しなくてはなりません。

☆提出書類

	書類名	必要部数
①	定款の変更に係る登記事項証明書の提出について	1 部
②	登記事項証明書（原本）	1 部
③	登記事項証明書（コピー）	1 部

以上で、定款変更は完了です。みなさん、お疲れ様でした。